

平成 30 年 5 月 31 日
公益財団法人東京観光財団

平成 30 年度東京の魅力発信プロジェクト募集要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を推進しています。平成 29 年 4 月には、東京の魅力を効果的に海外へ発信するためのアイコン及びキャッチフレーズ『Tokyo Old meets New』（以下「アイコン」という。）を制作いたしました。

本事業は、アイコンを効果的に活用し、東京の魅力の発信につながる事業（イベント・セミナー・キャンペーン等）を都と連携して企画・実施いただける民間事業者様を募集し、一丸となって国内外に PR を行うことで、東京ブランドの一層の普及・浸透を目指す取組みです。

応募に際しましては、アイコン公式サイトをご参照の上、東京ブランド及び本事業の趣旨についてご理解いただけますようお願いいたします。

<公式サイト URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/>>

2 概要

今回の公募は、東京の魅力の発信のため、外国人旅行者等を対象にアイコンを効果的かつ魅力的に活用した事業・活動（イベント・セミナー・キャンペーン等）のご提案をいただくものです。審査を経て採用された事業・活動に対し、東京都が事業費の一部を拠出し、共同して事業を実施していただきます。

3 募集要件

(1) 応募主体

複数の企業・団体・その他法人等の共同での応募を必須とします。

(2) 応募条件

以下の全ての条件を満たしていること。

- (ア) 応募者主体に関わる企業等のすべてが「海外発信に向けた「アイコン」利用者登録」（以下「事業者登録」という。）を受けていること（詳細は本要項 7 (1) 「事業者登録」をご参照ください）。
- (イ) 一次審査（書類審査）を通過された場合に、二次審査（企画審査会）のプレゼン

テーションに参加が可能であること。

(3) 企画提案内容

アイコンの利用を前提として、かつ以下の要件を満たした内容としてください。

- (ア) 東京ブランドのコンセプト「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街。」を体現していること。
- (イ) アイコンのメッセージ「江戸から続く伝統と最先端の文化が共存している東京の魅力」を外国人旅行者等に対して訴求していること。
- (ウ) アイコンを効果的に活用していること。
- (エ) 東京ブランド及びアイコンの普及・浸透に効果的であり、外国人旅行者等への東京の魅力の発信につながると認められること。
- (オ) 地域単位での取組や、広告から誘客までの企画等、継続性や連動性を確保できるもの、事業・活動としての波及効果や拡がりがあるもの。
- (カ) 総事業費が1千万円（税込）以上であること。なお、総事業費の考え方については本要項6（1）「実施に係る総事業費」を参照すること。
- (キ) 規模として、実施事業全体での訴求対象が5,000人以上であることが望ましい。

(4) 実施場所

東京都内や海外での実施を募集します。

※海外単独だけでなく、都内イベントと連携した海外イベントも実施可能です。

(5) 実施時期

平成30年度内に実施報告を含め事業を完了してください。

4 募集件数

5件程度とします。

5 応募期間等

(1) 公募開始日

平成30年5月31日（木）

(2) 質問・回答

質問には随時対応いたします。なお主な質問の回答については、取りまとめた上で、平成30年6月22日（金）までに東京観光財団ホームページに掲載する予定です。

東京観光財団ホームページ：<http://www.tcvb.or.jp/jp/index.html>

(3) 提出書類の受付期間 (必着)

平成30年6月25日(月)～7月9日(月)

6 実施に係る総事業費及び東京都の拠出金額

(1) 実施に係る総事業費

総事業費は原則1千万円(税込)以上を想定してください。

(ア) 総事業費に含めてよいもの

事業に必要な経費。ただし、自社の保有するインフラ等を効果的に活用した場合、その販売換算額も含めることが可能です。

例) 自社媒体や店舗での広告掲出、運営する宿泊施設の客室提供等

※国・都・その他行政により別途補助金・支援金等が支給されているもの、又は支給が予定されているものがある場合、総事業費に含めてもよいですが、拠出額に影響するため、収支計画書に明記してください。

(イ) 総事業費に含めてはいけないもの

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・本事業に選定される以前に発生した経費
- ・平成30年度内に実施されない活動に係る経費
- ・別途他者からの委託費が支給されているもの、又は支給が予定されているもの

(2) 東京都の拠出金額

総事業費から、国・都・その他行政により別途補助金・支援金等が支給されているもの、または支給が予定されているものの該当金額を差し引いた金額の2分の1以下を都が負担します。

【都の拠出上限額】

(ア) 2千万円(税込)・4件程度

(イ) 1千万円(税込)・1件程度 計5件程度

※(イ)は総事業費が2千万円(税込)以内の場合

(3) 拠出金額の決定方法

事業実施後、実施報告書及び収支報告書を提出していただき、拠出金額の決定をします。収支報告書に記載された総事業費と申請時の収支予定書に記載された総事業費のうち、金額が少ない方を基準に、拠出額を決定します。

7 応募方法

(1) 事業者登録

応募には、事前に「海外発信に向けた「アイコン」利用者登録」による事業者登録が必要です。事業者登録については、別紙1「海外発信に向けた「アイコン」の利用に関する要綱」、別紙2「海外発信に向けた「アイコン」利用ガイドライン」（以下「利用ガイドライン等」という。）を確認の上、登録申請を行ってください。登録申請から結果通知までは7～10営業日程度、要することがありますので、早めの申請をお願いします。

※事業者登録の申請書送付先は、本応募書類の提出先と異なります。詳細は利用ガイドライン等をご参照ください。

(2) 提出書類

下記に示す様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。

- (ア) 応募申請書（様式第1号）
代表提案者が分かるよう明記してください。
- (イ) 概要説明書（様式第2号）
企画の概要を質問に沿って記載ください。企画詳細は(カ)企画提案書で説明してください。
- (ウ) 収支予定書（様式第3号）
本要項5（1）「実施に係る総事業費」の記載条件に沿って記載してください。
- (エ) 組織・体制図（様式第4号）
事業実施に係る関係者と役割が分かるよう記載してください。
- (オ) 実施スケジュール（様式第5号）
事業実施スケジュールを記載してください。
- (カ) 企画提案書（自由様式）
本要項3（3）企画提案内容の趣旨を踏まえ、企画内容やアイコンの利用イメージ、波及効果など、提案の詳細を極力視覚的・定量的にわかりやすく記載してください。A4サイズ・横・両面印刷（長辺とじ）・20ページ以内で作成してください。タイトルは、「平成30年度東京の魅力発信プロジェクト資料」としてください。

(3) 提出先

各提出書類12部及び電子媒体（CD-R）一式を、下記まで郵送してください。

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

※封筒に「平成30年度東京の魅力発信プロジェクト資料」と朱書してください。

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛としてください。

(4) 提出期間

平成30年6月25日(月)～7月9日(月) 当日必着

※ 提出期間を過ぎたものについては、受付けませんのでご了承ください。

8 応募書類の作成におけるアイコン利用について

応募書類作成におけるアイコンデータは、別添の画像をご使用ください。本アイコンデータは、応募書類作成以外の目的では使用しないでください。

また利用に際しては、利用ガイドライン等の内容を遵守してください。

9 審査の実施方法・実施日時等

以下のとおり審査を実施し、採用を決定します。

(1) 一次審査(書類審査)

書類審査の結果は、応募者全員に7月25日(水)までにメールにて通知いたします。審査通過者には、併せて二次審査の詳細をお知らせします。

(2) 二次審査(企画審査会)

(ア) 実施日

平成30年7月30日(月)又は31日(火)に実施予定です。日程が決まり次第、個別に連絡いたします。

(イ) 実施場所(予定)

公益財団法人東京観光財団 5階会議室

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

(ウ) 開始時刻

日程調整後、個別に連絡いたします。

なお、開始時刻の10分前には指定の場所で待機してください。

(エ) 応募者による企画提案の要点説明

15分以内とさせていただきます。

※事前に提出した書類に基づき、プレゼンテーションを行ってください。

※当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することを禁止します。

※プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行ってください。時間を超過した場合、説明の途中であっても打ち切ります。

(オ) 質疑応答

15分間程度とします。

(カ) 参加可能人数

各社5名以内とします。

10 審査基準

書類審査及び企画審査会は、公益財団法人東京観光財団が別途定める「平成30年度東京の魅力発信プロジェクト書類審査会及び企画審査会実施要領」の審査方法及び基準に基づき審査を行います。

(1) 一次審査（書類審査）基準

以下の項目のすべてを満たす提案を選考いたします。

- (ア) 本要項3「募集要件」を満たしていること
- (イ) 本要項6(1)「実施に係る総事業費」が1千万円以上であること
- (ウ) 本要項7(2)「提出書類」に不足がないこと

(2) 二次審査（企画審査会でのプレゼンテーション）基準

以下の評価項目に基づき採点の結果、一定以上の得点を得た上位5件程度を選考いたします。

(ア) 東京ブランドへの理解

- ・東京ブランドのコンセプトを理解し、コンセプトに沿った提案となっているか。
- ・アイコンのメッセージ「江戸から続く伝統と最先端の文化が共存している 東京の魅力」を外国人旅行者等に対して訴求した提案となっているか。

(イ) 実施内容

- ・アイコンを効果的に活用しているか。

(ウ) 波及効果

- ・東京ブランド及びアイコンの普及・浸透に向けて、特に外国人旅行者等への東京の魅力の発信につながる内容であると認められるか。
- ・地域単位での取組みや継続性・連動性の確保できるもの等、事業としての広がりが認められる内容か。

(エ) 実現可能性

- ・提案内容を実施するために必要な準備等に着手し、実現が可能な見込みが示されているか。

(オ) 全体

- ・提案内容を円滑に遂行するためのスケジュールと体制が示されているか。

(カ) その他

- ・特筆すべき事項があるか。

(3) 結果通知

平成30年8月2日(木)

審査の結果は、全ての企画審査会参加者に対しメールまたは郵送でお知らせいたします。

1.1 事業の実施に際して

- (1) 本事業の実施に当たっては、別途東京観光財団と協議の上、協定書を締結していただきます。
- (2) 本事業の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守してください。
- (3) 本事業の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏えいしないでください。
- (4) 本事業の実施におけるアイコンの利用に際しては、「海外発信に向けた「アイコン」利用許諾申請」による利用許諾が必要です。
利用ガイドライン等を確認の上、登録申請を行ってください。登録申請～許諾通知までは7～10営業日程度、要することがあります。

1.2 個人情報の保護

別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守してください。

1.3 完了報告と支払いについて

拠出金の支払いは、実施内容の完了と提出物等の内容の確認等の後、代表提案者に一括で行い、東京観光財団の承認を以て請求書を発行してください。なお、実施後の一括支払いが難しい場合には、条件により考慮いたします。

(1) 実施完了時の提出物について

(ア) 実施完了届(様式第6号)

実施完了時に提出してください。

(イ) 実施報告書(自由書式)

A4サイズにて提出してください。

※目次、体裁等は東京観光財団と協議のうえ決定すること。

※実施した現場写真、広告出稿媒体等を必ず掲載、記入すること。

※宣材物等があれば提出すること。

(ウ) 収支報告書(様式第7号)

実際の収支を記載してください。様式第7号に記載の添付書類(証憑類)を付けて提出してください。添付書類が揃わない等の事情がある場合は、事前にご相談ください。

1 4 その他

- (1) 応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しません。
- (3) 企画提案書作成にあたっては、公序良俗に反しない、また第三者の権利を侵害しない内容としてください。
- (4) 本要項または企画提案書類に記載のない項目については、両者協議の上、決定することとします。
- (5) 事業実施にあたっては、定期的な進捗の報告を行ってください。
- (6) その他条件が変更となることがある場合は、両者協議の上、変更することとします。
- (7) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合があります。

1 5 本件の問合せ先

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課

担当：藤井・北村

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話：03-5579-2681

メール：s.fujii@tcvb.or.jp / kitamura@tcvb.or.jp